



反訴原告（本訴被告）灘民主商工会

反訴被告（本訴原告）東郷ゆう子こと角本祐子

## 反訴状

2023年12月13日

神戸地方裁判所第6民事部3B係

反訴原告訴訟代理人弁護士西田雅年

同 弁護士八木和也

〒657-0038

神戸市灘区深田町3-5-1

反訴原告 灘民主商工会

上記代表者会長 大森延幸

〒650-0025

神戸市中央区相生町1丁目2番1号東成ビル3階

中神戸法律事務所（送達先）

反訴原告訴訟代理人 弁護士西田雅年

同 弁護士八木和也

Tel 078-341-3332 fax 078-341-3452

〒 [REDACTED]

神戸市灘区 [REDACTED]

反訴被告 東郷ゆう子こと角本祐子

損害賠償請求反訴事件

## 第1 請求の趣旨

- 1 反訴被告は、反訴原告に対し、金430,393円及びこれに対する令和5年5月12日から支払い済みまで、年3分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は反訴被告の負担とする。

以上の判決を求めるとともに1項につき、仮執行宣言を付すことを求める

## 第2 請求の原因

### 1 青年部会計の処理

(1) 反訴被告は、令和3年7月に前任の■■■■氏から被告の青年部会計を引き継ぎ、同年11月12日付で自ら予算報告書を作成し(甲11)、同日の総会で自らその内容をもとに決算、予算の報告をした(乙30)。

そこでの次期繰越金は235,993円と記載されており、次年度の活動資金が同金額であることを前提として、活動内容について部会員で話し合いがなされた(乙32)。

(2) 反訴被告は、当初青年部会計について帳簿を作成していなかったが途中から帳簿を作成するようになったところ(甲13)、同帳簿には、前任者からの繰越金として231,600円と記載されていたほか、令和3年11月12日に18,200円を総会・食事代、駐車場代として支出したこと、令和4年4月17日には兵青協BBQへの補助として22,734円が支出されたことなどが、記載されていた。

(3) 反訴被告は、反訴原告事務局次長の■■■■氏より青年部会費として38

1, 600円の小切手を受け取り、令和4年6月13日、みなと銀行六甲道支店で381, 600円を現金化したが(乙2)、反訴原告作成の帳簿には同金員が収入として記載がされないままとなった(甲13)。

(4) 反訴被告は、令和5年2月14日までに別紙計算書の通り合計91, 322円を青年部活動費として支出し(甲13、なお5月14日の6400円の支出うち4400円は個人的な支出であったことを相手方も労働審判準備書面(1)で認めた)、同年4月26日に後任として反訴原告事務員■■■■氏へ青年部会計へと引き継いだ。反訴被告が引継ぎした現金は帳簿上の令和5年2月14日時点での残金135, 868円(甲13)のみであった。

## 2 成徳支部会計の処理

(1) 反訴被告は、同支部会計についても令和3年7月に前任の■■■■氏から引継ぎ、会計担当となったところ、同会計についても途中から帳簿を作成するようになったが(甲14)、そこには繰越金として94, 481円と記載されていた他、令和3年7月24日総会会費9600円の支出、令和4年1月21日新年会・食事で20, 000円の支出などが記載されていた。

また、令和4年5月26日には支部運営費として97, 600円の収入があったと記されていた。

(2) 他方、反訴被告は令和4年6月23日に同支部の会計について収支・決算報告書を作成のうえ(甲12)、同日の総会にて会計報告を行ったが

(乙30、乙33)、そこには前期繰越金として上記帳簿とは異なって134,481円と記載がされていた。

(3) そして、反訴被告は令和5年2月7日までに別紙計算書のとおり合計124,021円を成徳支部活動費として支出し、帳簿(甲14)の同日時点での残金68,060円のみが、同年4月26日、後任の反訴原告事務員■■■■氏へ引き継がれた。

### 3 反訴原告が被った損害

#### (1) 青年部会計の損害

以上の通り、反訴被告は令和3年7月に■■■■氏から青年部会計を引き継ぎ、令和3年11月12日の時点では235,993円が残在していたところ、そこからさらに令和4年6月13日に381,600円を活動資金として受け取る一方、別紙計算書のとおり反訴被告は91,332円を青年部活動費として支出した(甲13、なお5月14日は2000円のみ)。

よって、別紙計算書のとおり本来であれば526,261円が反訴被告から■■■■氏へ引継ぎされねばならなかったところ、実際には135,868円しか引継ぎされなかった。

よって、反訴原告は390,393円の損害を被った。

#### (2) 成徳支部会計の損害

また、成徳支部についても、反訴被告自らが令和4年6月23日付総会での収支・決算報告で報告していたとおり、繰越金として134,481

円を■■■■氏から引き継ぎ、保管していたにもかかわらず（甲12）、後に作成を始めた帳簿上では4万円少ない94,481円しか引継ぎしなかったかのように記入し（甲14）、以降も、引継ぎ金を同金額との前提で記入を続け、最終的に本来の引継ぎ金より4万円少ない68,060円のみを■■■■氏へ引き継いだ。

よって、反訴原告は40,000円の損害を被った。

(3) 以上の計430,393円が、当事者間で争いない事実から容易に認定できる損害金の総額であるところ、反訴被告は善管注意をもって反訴原告から預かった金員を保管する義務を負っていたところ、これを怠って損害を生じさせていることから、民法415条に基づき、損害賠償義務を負う。

そして、令和5年5月9日付で反訴原告からの内容証明郵便による請求が発せられ（甲8）、令和5年5月11日に到達したが、反訴被告は返還に応じなかった（乙47）。

(4) したがって、反訴被告は民法415条に基づき、金430,393円の返還義務を負うとともに、こに対する令和5年5月12日から支払い済みまで年3分の割合による金員を支払え。

以上

青年部会計

	収入(甲11, 乙3)	支出(甲13)
令和3年		
	11月12日	18,200
令和4年	235,993	
	4月17日	22,734
	4月20日	1,500
	4月20日	4,370
	5月14日	2,000
	6月13日	381,600
	8月20日	13,960
	8月22日	1,200
	8月23日	6,600
	9月4日	2,000
	9月4日	900
	12月12日	400
	11月17日	7068
令和5年		
	2月14日	10400
収入計(①)	617593	
支出計(②)		91332
繰越金(①-②)	-91,332	
引継金	526261	
不明金	-135,868	
	390393	

成徳支部会計

	収入(甲12)	支出(甲14)
令和3年		
	9月1日	134,481
	7月24日	9,600
		6,300
令和4年		
	1月21日	20,000
	1月27日	5,922
	5月26日	97,600
	6月23日	20,000
		16,000
	12月12日	5,985
令和5年		
	2月4日	15,000
		14,000
	1月26日	5,607
	2月7日	5,607
収入計(①)	232081	
支出計(②)		124021
繰越金(①-②)	124,021	
引継金	106,060	
不明金	68,060	
	40,000	